

平成 30 年度 事業計画

平成30年4月1日～平成31年3月31日

I はじめに

日本の高齢者は、世界的にみても就業意欲が高く、経済的意味合い以外にも交流や健康目的等で長く働きたい方が多いといわれています。当センターでも前年度の統計では会員の入会動機に関して、生きがい・社会参加・健康維持・時間的余裕によるものが70%以上を占め、経済的理由によるものは20%以下という状況でした。入会動機も様々ですが、働く意欲のある高齢者の方々がこれまでに培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる場として、地域を基盤に展開するシルバー人材センターには、今後ますます期待が寄せられるものと思われます。

また、平成30年早々に閣議決定された、「高齢社会対策大綱」では元気な高齢者がより働ける環境を整えて、持続的な経済成長を実現させたいとの狙いがあり、生産年齢人口が激減した現在「働き方改革」でも女性と並んで高齢者の就業促進を重点項目に掲げており、高齢者の取り込みが急務であるとされています。

このような中、シルバー人材センターは日常生活に密着した臨時的かつ短期的または、軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがい充実、社会参加の促進により地域社会の活性化と医療費の削減に寄与しているところです。このためシルバー人材センターの存在意義である、組織特有の使命を果たすためにも今こそ、センターのイメージを刷新し、基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、社会のニーズに的確に応えることが不可欠であります。また、センターの安定的な事業運営を図るために「会員の拡充」及び企業訪問等を積極的に行い「就業機会の拡大」に取り組むとともに、適切な職場環境と処遇改善を図りながら、会員の入会動機に報いることで、意義ある充実したセンターとして伸びゆく可能性を秘めているものと考えます。

今後ますます拍車のかかる会員の高齢化とセンター事業の将来を見据え、就業機会の提供のあり方、高齢会員における就業のあり方などの検討を行う時期であります。これらの重要課題に積極的に取り組み高齢者・地域社会から必要とされる存在となるよう、会員及び役職員が一丸となり、「幸手市シルバー人材センター」として、効率的な事業の推進と組織の活性化に努めるとともに、会員が幅広く活躍できるセンターを目指すため、会員の安全就業・適正就業の推進に努めてまいります。

II 基本方針

発注者様の要望に円滑に応えるために、組織の充実を図る。

(1) 普及啓発を推進し、積極的に広報活動を展開する。

- (2) 就業機会の開拓及び事務の充実を図る。
- (3) 入会の工夫、促進により会員の増強に努める。
- (4) 安全就業を徹底し、事故防止・健康管理に努める。
- (5) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る。
- (6) 地域班・職群班ごとに定期的に会合を行い環境の充実を図る。
- (7) 運営体制の充実と事務の効率化を図る。
- (8) 会員相互の連携と事務局との連帯を図る。

Ⅲ 事業実施計画

適正就業・安全・普及啓発・会報編集の各委員会及び、それぞれの作業部会を通し、以下に掲げる活動の推進を図る。

(1) 普及啓発活動の推進

- 1. センター広報誌「シルバーさって」をはじめ、会報誌「連絡船」の発行、また、ホームページの活用等、センターのPRを計画的に実施する。
- 2. 共働・共助の精神でボランティア活動を行い公共施設等の美化に協力するとともに各種イベントに積極的に参加する。
- 3. 全国シルバー人材センター普及啓発月間には、キャンペーン活動を強化する。
- 4. シルバー祭り等を開催し、組織の活性化及びセンターの存在感をアピールする。
- 5. 会員の諸活動の際、のぼり旗やステッカーを活用する。

(2) 就業機会の開拓および推進

- 1. 就業場所の開拓を積極的に行う。
- 2. 空き家等の適正管理協定書に基づき、市と連携し業務を遂行する。
- 3. 民間企業・家庭・幸手市に対し、就業機会の掘り起こしを行う。
- 4. 就業機会の開拓推進員を配置する。
- 5. いきいき埼玉の実施事務所として、シルバー派遣事業を積極的に推進する。

(3) 入会の促進と就業機会の確保

- 1. 毎月定期的に新規入会説明会を開催し、会員の増員に努める。
- 2. 未就業会員に対する就業相談を推進する。
- 3. ワークシェアの観点から、就業機会の公平を期すると共に、会員の就業意欲を図る。
- 4. 役員や会員からの就業提供を促進し、就業開拓と就業機会の拡大に努める。
- 5. 女性の創意工夫や実践力を生かし、部会の新設や独自事業の開発を図る。

(4) 安全就業を徹底し、健康管理に努める

1. 会員の傷害事故を防止し、安全意識の高揚を図り、事故ゼロ達成に努める。
2. 交通安全・生活安全の講習会を開催し、自己管理や安全意識の徹底を図る。
3. 安全委員会と連携し、装備品の点検及び就業先の巡視を行い、事故防止の徹底を図る。
4. 会員は、年に一度は、市などの健康診断を受診し、自己の健康管理に努める。

(5) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る

1. シルバー人材センターの基本理念「自主自立・共働共助」と、公益社団法人としての法令の遵守や情報開示の励行など、良好な管理体制を構築する。
2. 会員の知識・技能の向上を図るため、接遇研修をはじめ、各種技能研修会を開催し、技量の向上と後継者の育成に努める。
3. 近隣シルバーと、研修会の共同開催や相互就業に関して検討する。

(6) 地域班・職群班の充実を図る

1. 規定に基づき、密接な連携体制を整え、センターの活性化を図る。
2. 職群班要綱に基づき、班ごとに定期的な会合を実施し就業体制を整える。
3. 倶楽部（同好会）の活動を通じ、会員同士の親睦や交流の推進を図る。

(7) 運営体制の充実と事務の効率化

1. 事業運営を抜本的に見直し、運営体制の充実を図る。
2. センター事業の再確認作業を進め、運営組織の検証などセンター事務局体制の充実を図る。
3. 事務費・正会員費・シルバー保険負担などの見直しを図り、財政対策の強化に努める。
4. 派遣事業等に対し、組織的対応と事務処理の効率化を図る。
5. 役員・会員は、職員とともに事業運営に積極的に参画し、効率的な事業実施を図る。
6. 近隣シルバーとの広域事務の検討や人事交流についての協議をする。

(8) 会員相互の連携と事務局との連携

1. 会員及び理事が主体となり、業務を分担し、事業の運営に参画してセンターの事業発展に努める。
2. センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けた事務局が一括してその交渉に当たるものとし、会員と事務局は連携を密にする。
3. 職域を同じくしている会員は、職群会議を開催するとともに相互に連携を図り事あるときはセンター事務局に必ず、報告・連絡・相談を行う。